

マイナ救急を開始します

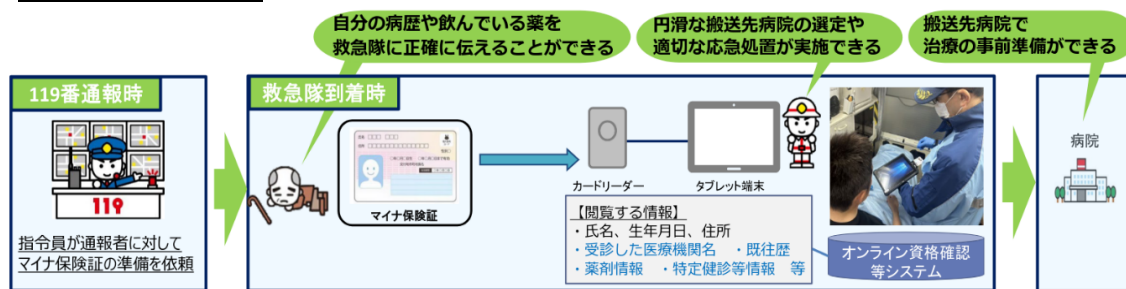
1 マイナ救急とは

現状の救急業務における傷病者の情報聴取は、主に口頭にて行われていますが、マイナ救急では、救急隊が持つカードリーダーで傷病者のマイナ保険証を読み込むことで、傷病者の氏名、生年月日、住所だけでなく、受診した医療機関名、既往歴、薬剤情報、特定健診情報など、救急業務に必要な情報を正確に把握することができます。これにより、円滑な搬送先病院の選定や、より適切な応急処置、さらには、搬送先病院での治療の事前準備ができるなどのメリットがあります。傷病者にとっても、痛みや苦しみにより会話が困難な場合でも、マイナ救急であれば傷病者の負担を軽減し、救急隊に正確な情報を伝えることができます。

マイナンバーカード未所持、マイナンバーカードと保険証が紐付いていない場合、マイナンバーカードの閲覧に対する同意が得られない場合は、口頭での情報聴取を行います。

※全ての救急事案が対象ではなく、救急隊が必要と判断した救急事案のみ行います。

2 マイナ救急の流れ



3 マイナ救急はいつから始まるのか

実証事業への参加期間は、令和7年10月1日から令和8年3月31日迄

※令和8年4月から本運用の予定

4 マイナ救急を実施するためには

マイナ救急を実施するためには、マイナンバーカードと保険証が紐付いている「マイナ保険証」が必要となります。外出先での事故や急病など、いつ救急車を要請することになるか分からないことから、市民の皆様はマイナ保険証の携行が必要となります。マイナ救急の流れに関する紹介動画は二次元コードからご覧いただけます。



YouTube
(二次元コード)

5 お問い合わせ先

常滑市消防本部消防署消防課

T E L:0569-35-7100

メール:syobosyo@city.tokoname.lg.jp

